

第6回滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会

個人情報保護部会 次第

令和4年12月28日(水)

午前10時から正午まで

滋賀県庁本館4階4-A会議室

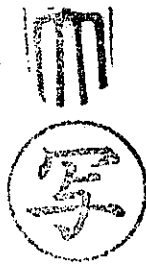
1 開 会

2 議 事

(1) 滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案について

(2) その他

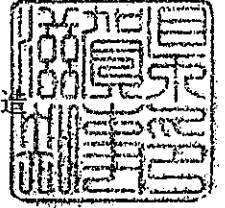
3 閉 会



滋 市 振 第 1 4 5 8 号
令和 4 年 (2022 年) 12 月 28 日

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会
個人情報保護部会長 佐々木 健 様

滋賀県知事 三日月 大造



滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案について (諮問)

このことについて、住民基本台帳法 (昭和 42 年法律第 81 号) 第 30 条の 40 第 2 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

「滋賀県住民基本台帳法施行条例」の一部改正について

改正の概要

【改正の理由】

○滋賀県が条例に基づき実施している、滋賀県心身障害者扶養共済制度における一部事務について、独立行政法人福祉医療機構への住民票の写しや住民票記載事項証明書¹の提出が省略可能となったことに併せて、厚生労働省より心身障害者扶養共済制度における住民基本台帳ネットワークシステム（以下、「住基ネット」という。）の活用を検討するよう通知があった。住基ネットを活用することで、事務手続に係る住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（以下、「住民票の写し等」という。）の提出が不要となるため、制度加入者、年金受給権者の負担軽減につながることとなる。については、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の15第1項第2号の規定に基づき、知事保存本人確認情報を利用する事務として条例で定めるものを追加するため、滋賀県住民基本台帳法施行条例（平成14年滋賀県条例第15号）の一部を改正する。

【心身障害者扶養共済制度について】

○障害のある方を扶養している保護者の方々の連帯と、相互扶助の精神にもとづき、障害のある方の生活の安定の一助と福祉の増進に資するとともに、親亡き後の障害のある方の将来に対し、保護者の方が抱く不安の軽減を図る目的で生まれた制度であり、障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと（死亡・重度障害）があったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する。

○各都道府県・指定都市が条例に基づき実施する任意加入の制度であり、滋賀県では滋賀県心身障害者扶養共済制度条例に基づき実施している。また、都道府県・指定都市が加入者（保護者）に対して負っている責任を、独立行政法人福祉医療機構が保険しており、加入者（保護者）の掛金を管理・運用している。

【住基ネットを活用する事務】

○滋賀県心身障害者扶養共済制度において、住民票の写し等の提出を必要とする事務のうち、福祉医療機構へ住民票の写し等の提出が不要であるもの。

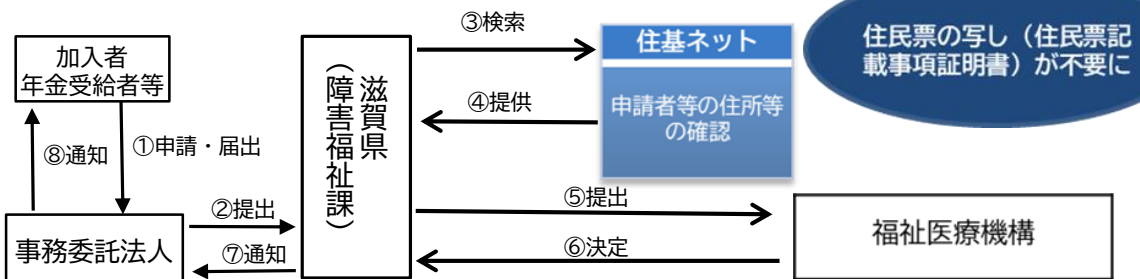
- ・加入の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査またはその申込みに対する応答
- ・脱退一時金の支給の申出の受理、その申出に係る事実についての審査またはその申出に対する応答
- ・年金受給者の死亡届の受理またはその届出に係る事実についての審査
- ・年金受給者の現況の届の受理またはその届出に係る事実についての審査
- ・知事の行う調査またはその調査に係る事実についての審査

※福祉医療機構と生命保険契約を締結している保険会社が死亡日等を確認する必要がある手続については、福祉医療機構へ住民票の写し等の提出が必要となっているため省略を行わない。

【改正箇所】

○滋賀県住民基本台帳法施行条例別表第1（本人確認情報の利用に係る事務）中に、上記の事務を新たに規定する。

【住基ネット利用のイメージ】



滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 30 条の 15 第 1 項第 2 号の規定に基づき、知事保存本人確認情報を利用する事務として条例で定めるものを追加するため、滋賀県住民基本台帳法施行条例（平成 14 年滋賀県条例第 15 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 法第 30 条の 15 第 1 項第 2 号の規定に基づき、知事保存本人確認情報を利用する事務として条例で定めるものとして、次に掲げるものを追加することとします。（別表第 1 関係）

滋賀県心身障害者扶養共済制度条例（昭和 45 年滋賀県条例第 18 号）による同条例第 5 条第 1 項の承認、同条例第 16 条第 1 項の脱退一時金の支給、同条例第 20 条第 3 項第 2 号もしくは第 4 項の届出または同条第 5 項の調査に関する事務であって規則で定めるもの

(2) この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとします。

議第 号

滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

滋賀県住民基本台帳法施行条例(平成14年滋賀県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1中第18項を第19項とし、第11項から第17項までを1項ずつ繰り下げ、第10項の次に次の1項を加える。

- 11 滋賀県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年滋賀県条例第18号)による同条例第5条第1項の承認、同条例第16条第1項の脱退一時金の支給、同条例第20条第3項第2号もしくは第4項の届出または同条第5項の調査に関する事務であって規則で定めるもの

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

滋賀県住民基本台帳法施行条例新旧対照表

旧	新
<p>本則および付則 省略 別表第1（第3条関係） 1から10まで 省略 （新設）</p> <p>11から18まで 省略 別表第2 省略</p>	<p>本則および付則 省略 別表第1（第3条関係） 1から10まで 省略</p> <p>11 <u>滋賀県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年滋賀県条例第18号）による同条例第5条第1項の承認、同条例第16条第1項の脱退一時金の支給、同条例第20条第3項第2号もしくは第4項の届出または同条例第5項の調査に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p>12から19まで 省略 別表第2 省略</p>

○滋賀県住民基本台帳法施行条例

平成14年3月28日

滋賀県条例第15号

改正 平成16年12月28日条例第44号

平成17年7月15日条例第48号

平成18年8月18日条例第60号

平成27年3月23日条例第8号

平成27年7月23日条例第49号

平成27年12月25日条例第64号

平成29年7月19日条例第23号

平成31年3月22日条例第5号

平成31年3月22日条例第25号

令和2年10月16日条例第48号

滋賀県住民基本台帳法施行条例をここに公布する。

滋賀県住民基本台帳法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成17年条例48号〕)

(県の責務)

第2条 県は、法第30条の6第1項に規定する本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）の利用および提供に関し、本人確認情報の安全確保のために必要な対策を策定し、およびこれを実施するものとする。

(追加〔平成17年条例48号〕、一部改正〔平成27年条例49号〕)

(本人確認情報の利用に係る事務)

第3条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、別表第1のとおりとする。

(追加〔平成17年条例48号〕、一部改正〔平成27年条例49号・64号〕)

(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関および提供に係る事務)

第4条 法第30条の15第2項第2号に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）および事務は、別表第2のとおりとする。

(追加〔平成17年条例48号〕、一部改正〔平成27年条例49号・64号〕)

(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第5条 知事が行う法第30条の15第2項第2号の規定による法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報(以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。)の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法により行うものとする。ただし、法第7条第8号の2に掲げる個人番号については、当該執行機関が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項または第2項の規定により個人番号を利用できる場合に限り、提供するものとする。

(追加〔平成17年条例48号〕、一部改正〔平成27年条例49号・64号〕)

(利用および提供の状況の公表)

第6条 知事は、毎年、知事が行う都道府県知事保存本人確認情報の利用および提供の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(追加〔平成17年条例48号〕、一部改正〔平成27年条例49号・64号〕)

付 則

この条例は、平成14年8月5日から施行する。

付 則(平成16年条例第44号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成17年条例第48号)

1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から11月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成18年規則第5号で平成18年6月1日から施行)

2 滋賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年滋賀県条例第31号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則(平成18年条例第60号抄)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成27年条例第8号)

この条例は、平成27年5月29日から施行する。

付 則（平成27年条例第49号）

この条例は、平成28年1月1日から施行する。（後略）

付 則（平成27年条例第64号）

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

付 則（平成29年条例第23号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成31年条例第5号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（平成31年条例第25号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和2年条例第48号）

この条例は、令和2年12月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

（追加〔平成17年条例48号〕、一部改正〔平成18年条例60号・27年8号・64号・31年25号・令和2年48号〕）

- 1 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）による同法第4条第1項の登録、同法第13条の届出もしくは交付または同法第16条の2第1項もしくは第3項、第22条もしくは第23条の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 2 採石法（昭和25年法律第291号）による同法第32条の登録または同法第32条の7第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 3 自然公園法（昭和32年法律第161号）による同法第13条第3項の許可（同項第1号に掲げる行為に係るものに限る。）に関する事務であって規則で定めるもの
- 4 砂利採取法（昭和43年法律第74号）による同法第3条の登録または同法第9条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 5 介護保険法（平成9年法律第123号）による同法第69条の2第1項の介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務であって規則で定めるもの
- 6 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）による同法第41条の狩猟免許試験の実施または同法第46条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 7 滋賀県職員退隠料および扶助料支給条例（大正12年滋賀県令第29号）による年金であ

る給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの

- 8 公立学校に勤務する学校職員の退職年金および退職一時金支給条例（昭和26年滋賀県条例第59号）による年金である給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- 9 滋賀県立自然公園条例（昭和40年滋賀県条例第30号）による同条例第16条第3項の許可（同項第1号に掲げる行為に係るものに限る。）に関する事務であって規則で定めるもの
- 10 滋賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年滋賀県条例第43号）による公務上の災害もしくは通勤による災害に対する補償または福祉事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
- 11 滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号）による同条例第23条第1項もしくは第3項の登録または同条例第23条の5第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 12 滋賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年滋賀県条例第31号）による同条例第3条第1項もしくは第3項もしくは第7条第1項の登録または同条例第8条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 13 滋賀県社会福祉士および介護福祉士修学資金貸与条例（平成3年滋賀県条例第17号）による同条例第3条の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
- 14 高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。）第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金（就学支援金法第3条第1項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。）に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- 15 私立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒または学生の保護者等（就学支援金法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- 16 中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成11年法律第222号）第4条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法（昭和31年法律第115号）第3条第1項第1号に掲げる資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
- 17 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第15条第1項第3号または第4号に規定する資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの

18 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業の用に供する土地の取得に関する事務であって規則で定めるもの

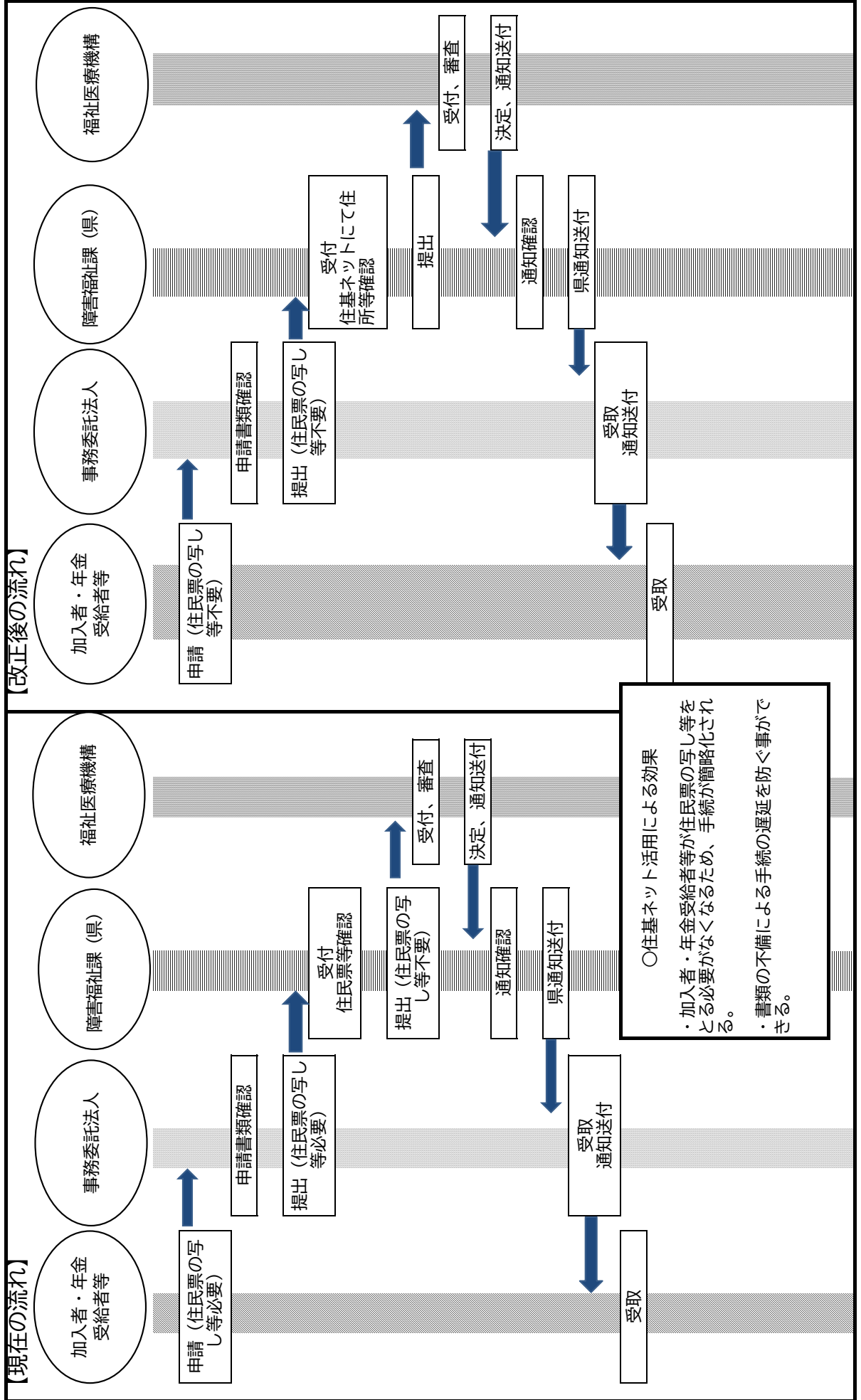
別表第2（第4条関係）

（追加〔平成17年条例48号〕、一部改正〔平成17年条例48号・27年64号・31年25号〕）

提供を受ける知事以外の 執行機関	事務
教育委員会	<p>(1) 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）第8条第1項の規定による同条例第2条第1項第1号に掲げる高等学校の授業料および同項第3号に掲げる通信教育受講料の減免に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 滋賀県奨学資金貸与条例（平成14年滋賀県条例第26号）による奨学資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 高等学校等を退学し、再び県立の高等学校に入学した者に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 国立または公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒または学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）であって規則で定めるもの</p>
監査委員	地方自治法（昭和22年法律第67号）による同法第242条第1項の監査に関する事務であって規則で定めるもの
公安委員会	道路交通法（昭和35年法律第105号）による同法第74条の3第5項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
収用委員会	土地収用法による同法第39条第1項（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）もしくは第94条第2項（同法第124条第2項（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）または第138条第1項において準用する場合を含む。）の裁決または同法第116条第1項（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）

む。)の協議の確認に関する事務であって規則で定めるもの

心身障害者扶養共済制度に係る住民票の写し（住民票記載事項証明書）の提出を要する事務の流れ



事務連絡
令和3年12月23日

都道府県
各 民生主管部（局）御中
指定都市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

心身障害者扶養共済制度における年金受給者の現況等の確認に係る
住民基本台帳ネットワークシステムの活用について

日頃より障害福祉行政にご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

心身障害者扶養共済制度における年金受給権者の現況等の確認については、地方公共団体において、住民基本台帳や住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）で確認することにより、年金受給権者又は年金管理者（以下「年金受給者等」という。）からの住民票の写しの提出が省略可能とされています。他方、従来どおり、住民票の写しの提出により、年金受給権者の現況を確認している地方公共団体もあるところです。

この点、心身障害者扶養共済制度における年金受給権者の現況等については、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づいて定めた条例に基づき、住基ネットを活用することにより、確認することが可能であり、こうした取組は年金受給権者等及び地方公共団体の負担軽減に資するものです。

今般、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）を踏まえ、地方公共団体の条例に基づき住基ネットを活用する場合の条例の規定例について、別紙のとおりお示しいたします。

各地方公共団体におかれましては、こうした条例の整備について、住民基本台帳制度の所管部署等とも連携の上、ご検討いただきますようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、必要に応じ、域内の指定都市を除く市区町村に周知されるようお願いいたします。

なお、この通知の内容については、総務省自治行政局住民制度課と協議済みであることを申し添えます。

（問い合わせ先）

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部企画課手当係

TEL：03-5253-1111（内線：3020）

【条例の規定例】

- ・ 住民基本台帳法第 30 条の 13 第 1 項等(※1)の規定に基づき、都道府県又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)において条例を定める場合

〇〇県住民基本台帳法施行条例

第×条 住民基本台帳法第三十条の十三第一項に規定する条例で定める区域内の市町村の市町村長その他の執行機関及び同項に規定する条例で定める事務は、別表●のとおりとする。

別表●

提供を受ける機関	事務
区域内の市町村の市町村長その他の執行機関	心身障害者扶養共済制度に係る事務であって次に掲げるもの 一 年金受給権者の〇〇の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 二 …… 三 …… ※2

※1 住民基本台帳法第 30 条の 13 第 2 項の規定に基づく場合(都道府県知事が、他の都道府県の都道府県知事の求めにより、保有する本人確認情報を提供する場合)、同条第 3 項の規定に基づく場合(都道府県知事が、他の都道府県の区域内の市町村の市町村長の求めにより、保有する本人確認情報を提供する場合)及び同法第 30 条の 14 の規定に基づく場合(市町村長が、他の市長村の市町村長の求めにより、保有する本人確認情報を提供する場合)についても、同様の形式で規定することが考えられます。

※2 上記のように規定するほか、具体的な事務内容について規則等に委任することも考えられ、形式は各団体において検討ください。

- ・ 住民基本台帳法第 30 条の 15 第 1 項の規定に基づき、都道府県において条例を定める場合

〇〇県住民基本台帳法施行条例

第×条 住民基本台帳法第三十条の十五第一項第二号に規定する条例で定める事務は、別表●のとおりとする。

別表●

- 〇号 心身障害者扶養共済制度に係る事務であって次に掲げるもの
一 年金受給権者の〇〇の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
二 ……
三 …… ※3

※3 上記のように規定するほか、具体的な事務内容について規則等に委任することも考えられ、形式は各団体において検討ください。

【参照条文】

◎住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

（都道府県の条例による本人確認情報の提供）

第三十条の十三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該市町村長その他の市町村の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報（住民票コード及び個人番号を除く。以下この条において同じ。）を提供するものとする。

2 都道府県知事は、他の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該都道府県知事その他の都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。

3 都道府県知事は、他の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものから他の都道府県の都道府県知事を経て条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該市町村長その他の市町村の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。

（市町村の条例による本人確認情報の提供）

第三十条の十四 市町村長は、他の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該市町村長その他の市町村の執行機関に対し、本人確認情報（住民票コード及び個人番号を除く。）を提供するものとする。

（本人確認情報の利用）

第三十条の十五 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。次項において同じ。）を利用することができる。ただし、個人番号については、当該都道府県知事が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、利用することができるものとする。

一 略

二 条例で定める事務を遂行するとき。

三・四 略

2～4 略

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（抜粋）

令和3年12月21日
閣 議 決 定

5 義務付け・枠付けの見直し等

【総務省】

(11) 住民基本台帳法（昭 42 法 81）及び独立行政法人福祉医療機構法（平 14 法 166）

条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する心身障害者扶養共済制度において行う年金受給者の現況確認等については、地方公共団体の条例に基づく住民基本台帳ネットワークシステムの活用等により、年金受給者の情報を確認することが可能であることを令和3年中に通知する。

（関係府省：厚生労働省）

【厚生労働省】

(41) 住民基本台帳法（昭 42 法 81）及び独立行政法人福祉医療機構法（平 14 法 166）

条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する心身障害者扶養共済制度において行う年金受給者の現況確認等については、地方公共団体の条例に基づく住民基本台帳ネットワークシステムの活用等により、年金受給者の情報を確認することが可能であることを令和3年中に通知する。[再掲]

（関係府省：総務省）

(案)

滋 個 審 第 号
令和4年(2022年)12月 日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会
個人情報保護部会長 佐々木 健

滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案について(答申)

令和4年12月28日付け滋市振第1458号で諮問のありました標記の件について、当審議会部会は
適当であると認めます。

県におかれましては、一層の住民サービスの向上や事務の効率化に努めていただくとともに、本
人確認情報の保護に最大限の注意を払い、セキュリティ対策をはじめ、制度の適正な管理運用につ
いて引き続き積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。

これからご加入を考えられている方へ

親あるうちにできること。
お子さんに、生涯の安心を…。

障害者扶養共済制度

(しょうがい共済)



この制度は都道府県・指定都市が実施しています。

▶ はじめに、制度の概要をご紹介します。

「障害者扶養共済制度」の 4 つのメリット (しょうがい共済)

毎月2万円
の終身年金

加入者(保護者)が死亡、
または重度障害になった
ときに、障害のある方に
毎月2万円が生涯にわたって支給されます。
(2口加入の場合は4万円)



詳細は
11 ページへ

掛金が割安

制度の運営に関する事
務経費などの「付加保険
料」が必要ないため、掛
金が安くなっています。



詳細は
9 ページへ

税制優遇

加入者(保護者)が支払
う掛金は所得控除の対
象になります。



詳細は
5 ページへ

公的制度
だから安心

都道府県・指定都市が
実施している任意加入
の制度です。



詳細は
5 ページへ

! ご加入の際は、以下の事項を必ずご確認ください。

- お申し込みいただく保護者の方の健康状態等によっては、ご加入できない場合があります。
- 今後、経済情勢の変化等を踏まえた制度の見直しにより、掛金額や年金額等が改定されることがあります。
- 途中で解約されても、それまでお支払いいただいた掛金は返還されません。
【加入期間に応じて脱退一時金が支給されます。詳細は13ページ参照】
- ご加入後、掛金をお支払いをいただいても年金を支給できない場合があります。
【詳細は11ページ参照】

個人情報の取扱いについて

「心身障害者扶養共済制度条例」に基づき、都道府県・指定都市が知り得る加入者(保護者)、障害のある方及び年金管理者の個人情報は、本条例の定める利用目的以外に使用することはありません。

利用者の方の声

すでに障害者扶養共済制度をご利用いただいている方々から、
さまざまなお声をいただきました。
皆さまも、『親あるうちにできること』の一つとして、
制度への加入を検討してみませんか？

障害のないきょうだいに掛けている
塾代と同程度の金額を、障害のある
子どもに掛けることで、親亡き後の
生活費の一部が確保できるのであれ
ば…と考えて加入しています。

子どもの将来を考えた際に、
公的年金や生活保護のプラス
アルファを親として残してあ
げられればと思い、この制度
を活用しています。

もしも子どもが先に亡くなってしまった
場合、弔慰金が出るものの、ほとんど掛
け捨ての保険と同じ状態です。ご自分の
年齢やお子さんの状況をよく考えて、加
入を検討されるとよいのではないかと
思います。

この制度を利用していますが、もう少し早く加入して
いれば、掛金を安くできた
のに…と反省しています。

民間の保険と違い、掛金の
全額が所得控除の対象とな
るので、その点はメリット
であると感じています。

私の子は重度の知的障害のため、将来、年金を受給できるよう
なっても、まず自分自身で手続きや管理ができないでしょう。た
だ、信頼できる親族がいますので、その人たちに年金管理者[※]
になることをお願いしています。加入される際には、しっかりと信
頼できる人を年金管理者にしておくことをお勧めします。

※ 11 ページ参照

▶ このページからは、制度内容をご説明します。

左側のページでは、制度の内容を会話形式でご紹介します。

障害のある子どもをもつAさんが、知人の話を聞いて制度に興味をもち、詳しく知るため窓口に行くという設定です。会話内容に関する詳細は、それぞれ右側のページをご参照ください。

障害者扶養共済制度とは？

知人



ねえ、障害者扶養共済制度って、知ってる？

1 私たちのように、障害のある子どもを育てている親のための制度みたいよ。毎月一定の掛金を払うことで、**自分に万が一のことがあったときに、子どもが亡くなるまで一定額の年金が支払われる**んだって！

3 私たちが住んでいる地域の自治体で実施してるんだって。**市役所などで申し込める**みたいよ。

5 毎月の掛金は、加入する時の年齢によって違うみたい。やっぱり普通の保険と同じで、若いうちに入るほど安いそうよ。あと、**子どもがもらえる年金は、毎月2万円**だそうよ。

7 メリットはいくつかあるみたいよ。例えば、**支払う掛金全額が所得控除の対象**になるんだって。あと、子どもたちが年金を受け取るときも、普通の保険金と違って**相続税や贈与税の対象にならない**らしいわよ。それと「付加保険料」(*)がかからないから、同じような保証が受けられる他の保険に比べて**掛金が安い**みたい。

9 うちでも将来のことを話していて、子どもに何をどんな形で残せるだろうって、いろいろと調べていた中で、この制度を見つけたの。**近くの窓口を教えてもらったから、今度詳しい話を聞きにいこうか**と思ってるんだけど、一緒に行く？

Aさん



2 へえ、そんな制度があるんだ〜。確かに自分に万が一のことがあったとき、遺された子どもに終身の年金で残せるなら少し安心するわね！
それ、どこが実施している制度？

4 そうなんだあ。でも、掛金って**毎月どれくらい払うのかな？**
それと、**子どもはどれくらいの年金をもらえるのかな？**

6 ふ〜ん……。でも、それなら普通の保険とそんなに変わらないのかしらね。
他の保険と違うメリットとか、何かあるの？

8 そっかあ。**他の保険にはないメリットがある**ってことね。今はまだ私が元気だから良いけど、**元気な今のうちだからこそ、将来に備えて、考えておいたほうが良いわよね！**
一度、詳しく聞いてみようかしら。

10 そうね！
いろいろ考えるためにも、まず話を聞いてみようかしら！

※ 付加保険料：民間の生命保険においては、保険金等の給付を行うための原資としての純粋な保険料（純保険料）のほかに、保険事業を運営するために必要な事業費（加入者の管理に係る人件費等）が保険料の中に含まれており、この事業費相当分を「付加保険料」といいます。

制度の概要

この制度は、障害のある方を扶養している保護者の方々の連帯と、相互扶助の精神にもとづき、障害のある方の生活の安定の一助と福祉の増進に資するとともに、親亡き後の障害のある方の将来に対し、保護者が抱く不安の軽減を図る目的で生まれたものです。

障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと（死亡・重度障害）があったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

▶ 制度の主な特色

- * 都道府県・指定都市が条例に基づき実施している任意加入の制度です。
- * 加入者（保護者）が死亡し、または重度障害になったとき、障害のある方に毎月2万円（2口加入の場合は4万円）の年金が生涯にわたって支給されます。 （詳細は11ページ）
- * 付加保険料（保険に係る経費分）を徴収していないので、掛金が低廉となっています。
- * 掛金の免除制度があります。 （詳細は9ページ）
- * 加入者（保護者）が都道府県・指定都市に支払う掛金全額が所得控除の対象になります。
- * 障害のある方が受け取られる年金については所得税及び地方税がかかりません。また、生活保護を受給される場合にもこの年金は収入認定されません。
- * 全国の都道府県・指定都市で加入でき、転出（引っ越し）した場合は転出先の都道府県・指定都市で継続できます。 （詳細は15ページ）

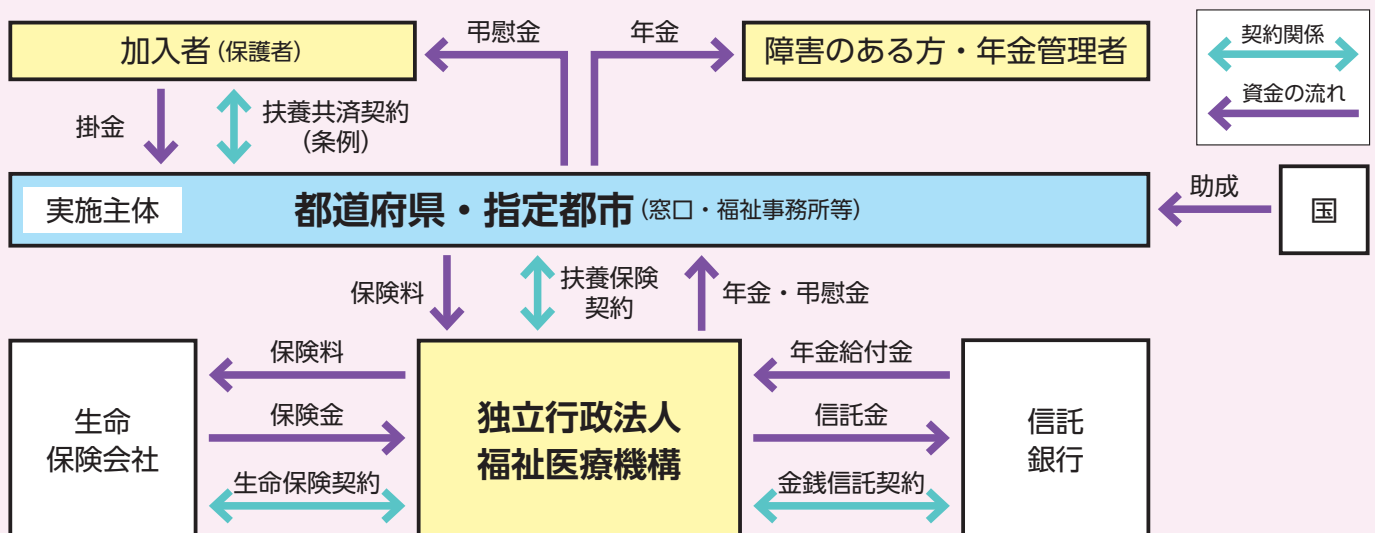
▶ ご注意いただきたい点

- * 今後の経済情勢の変化、制度の収支状況等を踏まえ、定期的に制度の見直しが図られています。
- * 加入者（保護者）の死亡等の理由によっては、年金が支給されない場合があります。 （詳細は11ページ）

制度の仕組み

都道府県・指定都市が加入者（保護者）に対して負っている責任を、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」といいます。）が保険しています。

機構は、生命保険会社・信託銀行との間でそれぞれ生命保険契約・金銭信託契約を締結し、加入者（保護者）の掛金を管理・運用しています。



※機構は、顧客情報の取扱いについて適切に保管・廃棄等の管理を行っており、業務を遂行するため以外には利用しません。

加入する際の要件は？

窓口
担当者



Aさん

2

ありがとうございます。
では早速ですが、制度の概要をご説明します。
この制度にご加入いただくためには、
まず、お申込みいただく保護者の方が、要件を満たしている必要があります。

4

保護者の方の要件は、**5つあります。**
1つ目は、**障害のある方を扶養されている保護者であること、**
所得がある必要はないので、例えば専業主婦をされている方でも
お申し込みできます。
2つ目は、**この県（もしくは指定都市）内に住んでいること、**
3つ目は、**加入する時点の年齢が満65歳未満（※）であること、**
4つ目は、**一般の生命保険に加入するときの条件と同じように、**
特別な病気や障害がなく健康であること、
5つ目が、**障害のある方1人に対して加入できる保護者は**
1人のみであること、となっています。

6

その通りです。
加入できる保護者はどちらか1人です。

8

その場合、**同じ保護者の方が、2人のお子さんに対して**
加入できます。
もちろん、別々の保護者の方が、それぞれのお子さん
に対して加入することも可能です。

10

はい。
障害のある方についても、対象となる範囲が決められています。
将来独立自活が難しいと認められる方で、
知的障害の方、身体障害者手帳1～3級に該当する方、
精神または身体に永続的な障害のある方（自閉症、統合失調症、血友病など）
で知的障害や身体障害の方と同程度と認められる方、となります。

12

障害のある方に対しては、年齢制限はありません。

14

加入後に障害の状態が対象の範囲でなくなったとしても、
そのまま継続して加入していただくことができますので、
ご安心ください。

1

この制度への加入を検討して
いるのですが…

3

そうなんですネ。
どんな要件があるのですか？

5

では例えば、**1人の子どもに対し**
て、夫婦それぞれが申し込むこと
はできないということですか？

7

なるほど。
では仮に、**障害のある子どもが2人いて、**
それぞれ申し込む場合は、別々の保護者
が必要ですか？

9

わかりました。
ところで、**障害のある子どものほうにも**
要件はあるんですか？

11

障害のある子どもが何
歳であっても、加入す
ることができるという
ことですか？

13

あと、仮に加入した後で障害の状態が良
くなり対象の範囲ではなくなったとき
は、**脱退しないとダメですか？**

※年齢にかかる要件の詳細を、右ページ1.の(2)でご確認ください。

ご加入いただくにあたっての要件

1. 加入者(保護者)の要件

障害のある方(「2. 障害のある方の範囲」を参照してください。)を現に扶養している保護者(父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族など)であって、次のすべての要件を満たしている方が対象となります。

(1) お申し込みをされる都道府県・指定都市に住所があること。

(2) 加入時(口数を追加される場合は、口数追加時)の年度(4月1日から翌年3月31日まで)の4月1日時点の年齢が満65歳未満であること。

例：4月5日に満65歳になる方は、4月1日時点では64歳ですので、この方の場合、65歳になった翌年の3月までご加入いただけることとなります。

(3) 特別の疾病または障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。

*健康状態等によっては、ご加入いただけない場合があります。

(4) 障害のある方1人に対して、加入できる保護者は1人であること。

2. 障害のある方の範囲

対象となるのは、次のいずれかに該当する障害のある方で、将来独立自活することが困難であると認められる方です(年齢制限はありません)。

(1) 知的障害

(2) 身体障害者手帳を所持し、その障害が1級から3級までに該当する障害

(3) 精神または身体に永続的な障害のある方(統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など)で、その障害の程度が(1)または(2)の者と同程度と認められる方

*障害の程度によっては、ご加入いただけない場合があります。

加入状況等

この制度は、昭和45年に発足し、その後約50年が経過しましたが、この間約21万3千人の方々が入会され、また約7万8千人の障害のある方々に約3,170億円の年金を支払い、生活の大きな支えとなっています。

※ 2019年度末現在 人数は口数単位となります。

毎月支払う掛金は？

窓口
担当者



2

37歳ですと、仮に今年度中に加入すれば、掛金は月11,400円になります。加入後も、改定がない限りは、最後まで同じ掛金額です。

4

これまでに何度か改定されていますが、平成20年以降は改定されていません。ただし改定は国で検討された結果で行われるので、いつ変わるかはわかりません。その点はご了承ください。

6

一般の保険にもいろいろな商品があるので簡単には比べられませんが、仮に同じ保障内容の商品があった場合、この制度は付加保険料（※4ページ参照）がかからない分割安になっていると思います。

8

他には、掛金の全額が所得税や地方税の控除対象となります。この制度は、掛金もそうですが、年金の受け取りの際にも税制の優遇があるので、一般の保険と比較して税制面では優遇されていることが大きな特徴となっています。

10

掛金は、「加入後から20年以上」かつ「満65歳になった次の年度」という条件を満たす月までお支払いいただき、その後は免除されます。

12

実際には加入される月とお誕生日によって変わる可能性があります。現在37歳でいらっしゃるのので、おおよそ28～29年間、お支払いいただくこととなります。

14

加入される時点の年齢が上がると、掛金があがる設定となっています。ご加入を検討されているのであれば、保護者の方の健康状態（※）や家計のことなど、いろいろな状況があると思いますが、若いうちにお入りになられることをお勧めします。



Aさん

1

現在37歳です。もし、今加入した場合、掛金はいくらになりますか？
また、掛金は毎年変わるのですか？

3

今後、掛金が改定される可能性もあるのですか？

5

そうですね。
この制度の掛金は一般の保険と比べて何か特徴はあるのですか？

7

なるほど。
他には何か特徴はありますか？

9

そうですね！
税金の面では普通の保険よりも優遇されるということですね。
あと、掛金は、加入後から亡くなるまで、ずっと支払うことになるのですか？

11

期限があるのですね。そうすると、仮に、私が今加入したとして、何年間掛金を支払うことになるのでしょうか？

13

約30年間支払うことになるんですね。
掛金は年齢が上がるほど高くなるのでしょうか？

※一般の生命保険契約が締結できる健康状態であることが加入の条件になりますので、その状況によってはご加入できない場合もありますので、ご注意ください。

掛金について

1. 掛金月額

(1) 掛金の月額、加入時（口数を追加される場合は口数追加時）の年度（4月1日から翌年3月31日まで）の4月1日時点の加入者の年齢に応じて決まります。具体的な金額は下表のとおりです。

例：6月6日で40歳になられた方がその年の10月に加入した場合、4月1日時点では39歳ですので、「35歳以上40歳未満」の掛金が適用されます。

加入時の年度の 4月1日時点の年齢	35歳未満	9,300円
	35歳以上 40歳未満	11,400円
	40歳以上 45歳未満	14,300円
	45歳以上 50歳未満	17,300円
	50歳以上 55歳未満	18,800円
	55歳以上 60歳未満	20,700円
	60歳以上 65歳未満	23,300円

【注意】

制度の見直しにより、掛金が改定される場合がありますので、お申し込み前に都道府県・指定都市へ必ずご確認ください。

※上記金額はこれから加入する方に適用されるものです。既に参加している方についてはこの限りではありません。

(2) 掛金は定められた日（加入者が途中で死亡、または重度障害と認められた場合はその日）までに定められた方法で、掛金免除（「2. 掛金の免除」を参照してください。）になるまでの期間または脱退月まで払い込む必要があります（既に払い込んだ掛金は返還されません）。

(3) 掛金の全額が所得税および地方税の対象となる所得から控除されます。

2. 掛金の免除

掛金は次の「要件1」及び「要件2」の両方に該当するまで払い込んでいただくと、以降の掛金が免除となります。

要件1	加入日（口数を追加された分は口数追加日）から20年以上経過
要件2	加入日（口数を追加された分は口数追加日）から加入者が4月1日時点で満65歳である年度の加入当日の前日までの期間

(※) 保険料免除においては65歳の誕生日の前日が満65歳に達した日となります。（掛金算定にかかる年齢計算とは異なります）

【例1】 上記「要件1」が「要件2」より先に到来する場合（下記の場合、2059年2月より免除）

加入者生年月日	加入	要件1 加入期間20年経過	満65歳	年度当初の年齢が満65歳	要件2 応当月（加入月と同じ）
1992年11月8日	2022年2月1日	2042年2月1日	2057年11月7日	2058年4月1日	2059年2月1日

【例2】 上記「要件2」が「要件1」より先に到来する場合（下記の場合、2041年7月より免除）

加入者生年月日	加入	満65歳	年度当初の年齢が満65歳	要件2 応当月（加入月と同じ）	要件1 加入期間20年経過
1957年11月8日	2021年7月1日	2022年11月7日	2023年4月1日	2023年7月1日	2041年7月1日

3. 掛金の減免

掛金の納付が困難な方等に対して、掛金の減免を行っている都道府県・指定都市があります。詳しくは、各都道府県・指定都市の窓口にてお尋ねください。

年金給付金はいくら？

窓口
担当者



Aさん

2

加入されていた**保護者の方が亡くなられた月**、または**重度障害になった月**から、1口当たり2万円(2口で4万円)の年金が支給されます。

4

例えば、「**両眼の視力を全く永久に失った**」など、**この制度の中で決められた状態**にあてはまるものを「**重度障害**」としています。

6

仮に**請求が遅れたとしても**、**支給される状態となった月まで遡って支給されますので**、安心してください。
ただ、**せっかくご加入いただいていたので**、**受け取る権利が発生した場合**には**すぐにお手続きを**していただいた方が**良い**と思います。

8

そうですね。ですので、ご加入にあたっては**信頼できる複数の方で情報を共有されること**をお勧めします。
ご加入される際、ご家族の方はもちろんですが、**将来的に障害のある方を支援して**いただけると**ご親族の方にも**、是非お伝えいただければと思います。**せっかくご加入されていたのに**、**お亡くなりになった際に**どなたもこの**制度のことを**ご存じなかったために、**数年後に**やっと**請求された**、というケースもあります。

10

そういった場合は、ご加入いただく時点で「**年金管理者**」という、**障害のある方に代わって年金の受け取りや管理を**していただく方を選んでいただくことができます。**最初**に**選ばずに**途中で**年金管理者**を選んでいただくことも**可能**ですし、途中で**別の方へ**変更されることも**可能**です。

12

それはあります。
例えば「**加入された方の加入日以後1年以内の自殺**」の場合は**支給されません**。他にも、**いくつか支給されないケース**がありますので、案内パンフレット等でご確認ください。

15

この制度の年金は、障害年金や生活保護とあわせて受け取ることができます。
また、仮に**生活保護を受けていた場合**でも、この年金は**収入として認定されない**ので、安心して受け取っていただくことができます(※)。

1

年金の受け取りは、いつからで、いくら支給されるのですか？

3

「**重度障害**」というのは、**どういう状態**ですか？

5

亡くならなくても、その**状態と認められれば年金が支給される**んですね。
例えば、**手続きに手間取って請求が遅れてしまった場合**は、**請求した月から**しか**年金がもらえない**んですか？

7

でも、**障害のある子どもが**自分ですぐに**手続きできる**かどうか…。**そのあたりが心配**です。

9

確かに。請求できなければ、加入していた意味もなくなってしまいますよね。それと、うちの子の場合、**知的障害なので受け取った年金の管理が難しい**ような気がします。

11

そうですね！ それなら安心です。
あと、念のために確認したいのですが、**保護者が亡くなった場合**でも、**年金が支給されないケース**はあるんですか？

13

なるほど。この点に関しては**一般の保険と同じ**ような感じなのです。

14

それと、年金が支給される状態になった時に、**子どもがすでに障害年金や生活保護を受けていた場合**、**何か影響**がありますか？

※この制度に基づき支給される年金は、所得税及び地方税ともに非課税の措置がとられています。また生活保護の収入認定においては、収入として認定されない取り扱いとなっています。

年金給付金の支給について

加入者がお亡くなりになった、または重度障害状態に該当したと認められた時は、障害のある方に生涯にわたって年金が支給されます。

1. 年金支給額

- 1口:月額2万円(年額24万円)
- 2口:月額4万円(年額48万円)



※制度の見直しにより、年金が改定される場合もありますので、お申し込み前に都道府県・指定都市へ必ずご確認ください。

2. 年金支給要件

加入者が障害のある方の生存中にお亡くなりになられた時、または加入日(後から口数を追加された分については口数追加日)以後の疾病または災害を原因として、次のいずれかの重度障害状態に該当していると認められた時は、その月の分から障害のある方に年金が支給されます。

- | | |
|---------------------|---------------------------------|
| ①両眼の視力を全く永久に失ったもの | ⑥一上肢を手関節以上で失い、かつ一下肢を足関節以上で失ったもの |
| ②言語の機能を全く永久に失ったもの | ⑦両上肢の用を全く永久に失ったもの |
| ③そしゃくの機能を全く永久に失ったもの | ⑧両下肢の用を全く永久に失ったもの |
| ④両上肢を手関節以上で失ったもの | ⑨十手指を失ったか又はその用を全く永久に失ったもの |
| ⑤両下肢を足関節以上で失ったもの | ⑩両耳の聴力を全く永久に失ったもの |



【注意】この制度は障害者手帳、障害年金等とは異なる制度です。そのため、重度障害にかかる基準も異なりますので、申請を別途行っていただく必要があります。

3. 年金の支給対象期間

加入者がお亡くなりになった、または重度障害状態に該当したと認められた月の分から、障害のある方がお亡くなりになる月の分までとなっています。



【注意】掛金の支払いは年金支給開始月の分まで必要です(掛金免除・減免となっている場合を除く)。

4. 年金管理者

障害のある方が年金の受け取りや管理をすることが困難である時は、加入者はあらかじめ「年金管理者」を指定することが必要です。年金管理者は、事情により途中で変更することも可能です。

5. 年金を支給できない場合

以下の理由によるものについては、年金を支給できません。

1. 次のいずれかの事由によって、加入者がお亡くなりになられた場合
 - ・ 加入日(後から口数を追加された分については口数追加日)以後1年以内の自殺
 - ・ 障害のある方の故意
2. 次のいずれかの事由によって、加入者が重度障害状態になられた場合
 - ・ 加入者の故意または重大な過失に基づく行為
 - ・ 加入者の犯罪行為
 - ・ 障害のある方の故意による傷害行為
 - ・ 加入前(後から口数を追加された分については口数追加前)の疾病・災害
 - ・ 加入者が加入前(後から口数を追加した分については口数追加前)に生じていた所定の障害状態、または加入前(後から口数を追加した分については口数追加前)の原因によって加入者となった後生じた所定の障害状態を有していた場合において、すでに障害を生じている身体の同一部位に新たな障害が加重したこと
3. 加入者の生存中に障害のある方がお亡くなりになられた時 (☞ 13ページ)
4. 制度から脱退された時 (☞ 13ページ)

6. 年金を受け取る手続きについて

障害のある方または年金管理者等の方ご本人が、都道府県・指定都市の窓口に必要な書類をご提出ください。

※詳細は、加入後にお渡しする「心身障害者扶養共済制度に加入している皆様へ(加入者・年金管理者)」でご確認ください(福祉医療機構ホームページからもダウンロードできます)。

途中でやめる場合などは？

窓口
担当者



Aさん

この制度は、私に万が一のことがあった場合に、その後、子どもに年金が支給されるものですよ。でも、もし不幸なことに、**私より子どもの方が早く亡くなってしまった場合は、どうなりますか？**

お話のような不幸な状況が発生した場合には、お支払いいただいた掛金はお返しできませんが、「**弔慰金**」というかたちで加入年数に応じて一定額が支給されます。

その弔慰金はいくらなのですか？

加入されていた年数に応じて、**1口当たり5万円～25万円が支給されます。**

そうなんです。でも、ということとは、損得で考えることではないかもしれませんが、加入していた期間が長いほど、損をすることになりますね…。

この部分に関してどう捉えていくかというのも、ご加入を検討される際の1つのポイントだと思います。この制度は「相互扶助」の精神で作られているものであり、「**保護者亡き後の、障害のある方への年金支給**」を目的としているものです。

そうですね。私より先に子どもが亡くなるなんてことは考えたくもありませんが、他の保険と比較する際のポイントの1つとして、考える要素にはなりますよね。

あと、例えば、**加入後に家計の事情などでこの制度をやめる場合はどうなりますか？** その場合、掛金は戻ってきますか？

途中でやめられる場合も、掛金のお戻しはできませんが、加入年数に応じて「**脱退一時金**」として**1口当たり7万5千円～25万円が支給されます。**2口加入されている場合には、1口のみやめることも可能です。

やめる場合も掛金が戻ってくるわけではないですね。しっかりと将来設計をしたうえで、加入を検討した方が良さそうですね。

確かにそうですね。万が一を考えると早めに入った方が良いとは思いますが、一方で、長い期間での支払いの負担があることも事実です。ただ、民間の保険商品もいろいろとありますが、この制度と全く同じ内容となる商品はほとんどありません。障害のある方にどうやってお金を残すか、という点で考えると、その他の保険などと比べ、税制優遇が受けられるという点などで、この制度のメリットは大きいと思います。

あくまでも万が一の備えではありますが、「自分がいなくなった後に、この子がどうやって生活していくのか」ということをまず第一に考えて、お金の残し方をしっかりと考えていくことが大事ですね。

弔慰金について

1年以上加入した後、加入者の生存中に障害のある方がお亡くなりになられた時は、加入期間（後から口数を追加された分については口数追加日以後の加入期間）に応じて、加入者に弔慰金が支給されます（詳細は表1をご覧ください）。加入者と障害のある方が同時にお亡くなりになられた場合にも、弔慰金が支給されます。

なお、加入者の生存中（同時にお亡くなりになられた場合も含む）に障害のある方がお亡くなりになられた時は、年金は支給されません。

表1：弔慰金（1口当たり）

加入期間	1年以上 5年未満	50,000円
	5年以上 20年未満	125,000円
	20年以上	250,000円



【注意】・制度の見直しにより、弔慰金の額が改定されることがあります。

- ・掛金のお支払いは障害のある方がお亡くなりになった月の分まで必要です（掛金免除・減免になっている場合は除く）。
- ・既にお支払いになられた掛金は返還されません。
- ・弔慰金については、所得税及び地方税ともに非課税の措置がとられています。また、生活保護の収入認定においては、収入として認定されない取り扱いとなっています。

脱退一時金について

5年以上加入した後、加入者からのお申し出によりこの制度から脱退した時、または加入口数を2口から1口に減らした時は、加入期間（後から口数を追加された分については口数追加日以後の加入期間）に応じて、加入者に脱退一時金が支給されます（詳細は表2をご覧ください）。

なお、この制度は、口数ごとに脱退することができますが、脱退した分の年金は支給されません。

表2：脱退一時金（1口当たり）

加入期間	5年以上 10年未満	75,000円
	10年以上 20年未満	125,000円
	20年以上	250,000円



【注意】・制度の見直しにより、脱退一時金の額が改定されることがあります。

- ・掛金のお支払いは脱退される月の分まで必要です（掛金免除・減免になっている場合は除く）。
- ・既にお支払いになられた掛金は返還されません。
- ・脱退一時金は、所得税及び地方税の課税対象となります。また、生活保護の収入認定においては、収入として認定されます。

※上記、弔慰金（表1）及び脱退一時金（表2）の支給額は、これから加入する方に適用されるものです。既に加入している方についてはこの限りではありません。

加入の手続きやその他留意事項は？

窓口
担当者



Aさん

ご加入時に必要な書類は、「加入等申込書」、「住民票の写し」、「申込者(被保険者)告知書」、「障害のある方の障害の種類及び程度を証明する書類」です。

- 2 また、年金管理者を指定する場合には「年金管理者指定届書」を提出していただくこととなります。お申し込みをいただく方の状況によっては、これ以外にも提出していただく書類がありますので、加入申込されることを決められた段階で、一度窓口にご相談ください。

4 毎月1日が加入承認日となっています。書類をご提出していただく日にもよりますが、書類のご提出から1～2か月程度で、結果をご連絡します。

最初は1口だけ加入し、しばらくしてから追加で2口目を加入することは可能です。

- 6 例えば、家計などの状況を見て追加する方法もあるかもしれませんが、ただ、その際ご注意くださいのですが、掛金は加入時の年齢で決まりますので、後から追加加入すると、2口目の掛金額は1口目の掛金額と異なる場合があります。また、掛金をお支払いいただく期間も変わりますので注意が必要です。

8 一般の保険と同じですが、加入者の方や障害のある方のご住所やお名前が変わるなど、加入時の状況から変更があった際には、ご連絡していただく必要があります。この制度は各自治体が行っている制度ですので、他の県にお引越された場合は、お引越し先の県であらためて加入していただくこととなります。

10 引越しによる再加入の場合、掛金は最初に加入された自治体での金額がそのまま適用されます。また、加入期間も継続されますので、その点をご安心ください。ただ、「加入等申込書」と「住民票の写し」はお引越し先の自治体にあらためてご提出いただくことになります。それと、自治体ごとで取扱いが若干異なる部分もあるかもしれませんので、事前にお引越し先の自治体に確認していただければと思います。

12 そうですね。保護者の方と障害のある方、双方が抱えている将来の不安を、少しでも減らせたらと思っていますので、是非検討してみてください。



1 制度については大体わかりました。実際に加入する際に必要な書類には、どんなものがありますか？

3 申し込みを終えた後、どのくらいで加入できるかどうかの結果がわかりますか？

5 2口加入する場合には、最初の申し込みのときに、2口同時に加入しないとダメなんですか？

7 なるほど。他に何か注意する点がありますか？

9 そうなんですか！ その場合はまたその時の年齢で掛金が変わってしまって、加入期間も最初からになってしまうのですか？

11 ありがとうございます！ いろいろとわかりました。「終身年金による将来への安心」と「税制面の優遇」の2点は、この制度の魅力だと思いました。前向きに検討したいと思います！



加入の手続きについて

保護者の方がお住まいの地域にある福祉事務所、市区町村役場等の窓口にて、次の書類を添えてお申し込みください。

なお、都道府県・指定都市によって、この他に必要な書類がある場合がございますので、事前に窓口へご確認ください。

1. 新規加入 (初めて加入する時)

- (1) 加入等申込書
- (2) 住民票の写し (申込者及び障害のある方それぞれに必要です)
- (3) 申込者 (被保険者) 告知書 (申込者の健康状態を告知する書類です)
- (4) 障害のある方の障害の種類及び程度を証明する書類 (身体障害者手帳・療育手帳及び年金証書等)
- (5) 年金管理者指定届書 (障害のある方が年金を管理することが困難な時)

! **【注意】** 加入承認日は毎月1日となります。また、承認までには加入申し込みから1～2か月程度を要します。

制度の詳細な内容については、「心身障害者扶養共済条例」「重要事項のご説明」をご確認いただき、その内容をご理解の上でお申し込みください。

2. 口数追加 (既に1口加入している方が、新たに2口目の申し込みをする時)

上記1の(1)と(3)の書類が必要です (加入口数の限度は、障害のある方1人につき2口までです)。

3. 転出 (加入している方が、他の都道府県・指定都市へ転居 (転出) する時)

既に加入されている方が、転居後も継続して転居先の都道府県・指定都市で加入する場合は、上記1の(1)、(2)及び(5)の書類と、今まで加入されていた都道府県・指定都市名及び加入番号が必要です。なお、転居の都道府県・指定都市で継続して加入した場合、加入期間は通算されます。

その他の留意事項について

この制度に加入後、次のような事実が生じた場合は、速やかに加入者がお住まいの地域にある福祉事務所、市区町村役場等の窓口へご連絡ください。

長期間のご加入になるため失念されたり、ご家族等がご加入の事実を知らない等により、支給の手続きが行われていないケースもありますので、十分ご注意ください。

- !** **届出が必要**
- * 加入者が死亡または重度障害となったとき
 - * 障害のある方が加入者より先に死亡したとき
 - * 加入者が本制度から脱退するとき
 - * 加入者が他の都道府県・指定都市へ転居し、同制度から脱退するとき
 - * 加入者、障害のある方、年金管理者の住所や名前が変わったとき
 - * 年金管理者が死亡した時又は年金管理者を指定したり、変更しようとするとき
 - * 年金受給者 (障害のある方) が死亡したとき
 - * その他上記以外の変更等で不明な点があるとき

都道府県・指定都市の扶養共済制度の担当部(局)課一覧

都道府県市	担当部(局)課		電話番号	都道府県市	担当部(局)課		電話番号
北海道	保健福祉部福祉局	障がい者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-735)	山口県	健康福祉部	障害者支援課	083-933-2760
青森県	健康福祉部	障害福祉課	017-734-9309	徳島県	保健福祉部	障がい者相談支援センター	088-631-8714
岩手県	保健福祉部	障がい保健福祉課	019-629-5446	香川県	健康福祉部	障害福祉課	087-832-3292
宮城県	保健福祉部	障害福祉課	022-211-2538	愛媛県	保健福祉部 生きがい推進局	障がい福祉課	089-912-2423
秋田県	健康福祉部	障害福祉課	018-860-1331	高知県	地域福祉部	障害福祉課	088-823-9635
山形県	健康福祉部	障がい福祉課	023-630-2148	福岡県	福祉労働部	障がい福祉課	092-643-3262
福島県	保健福祉部	障がい福祉課	024-521-7170	佐賀県	健康福祉部	障害福祉課	0952-25-7401
茨城県	保健福祉部	障害福祉課	029-301-1111 (内線3369)	長崎県	福祉保健部	障害福祉課	095-895-2453
栃木県	保健福祉部	障害福祉課	028-623-3053	熊本県	健康福祉部子ども・ 障がい福祉局	障がい者支援課	096-333-2250
群馬県	健康福祉部	障害政策課	027-226-2634	大分県	福祉保健部	障害福祉課	097-506-2723
埼玉県	福祉部	障害者福祉推進課	048-830-3315	宮崎県	福祉保健部	障がい福祉課	0985-26-7068
千葉県	健康福祉部	障害者福祉推進課	043-223-2340	鹿児島県	くらし保健福祉部	障害福祉課	099-286-2744
東京都	福祉保健局 障害者施策推進部	計画課	03-5320-4148	沖縄県	子ども生活福祉部	障害福祉課	098-866-2190
神奈川県	福祉子どもみらい局 福祉部	障害福祉課	045-210-1111	札幌市	保健福祉局 障がい保健福祉部	障がい福祉課	011-211-2936
新潟県	福祉保健部	障害福祉課	025-280-5210	仙台市	健康福祉局障害福祉部	障害企画課	022-214-6135
富山県	厚生部	障害福祉課	076-444-3211	さいたま市	保健福祉局福祉部	障害支援課	048-829-1308
石川県	健康福祉部	障害保健福祉課	076-225-1428	千葉市	保健福祉局高齢障害部	障害者自立支援課	043-245-5173
福井県	健康福祉部	障がい福祉課	0776-20-0338	横浜市	健康福祉局	障害自立支援課	045-671-3891
山梨県	福祉保健部	障害福祉課	055-223-1460	川崎市	健康福祉局 障害保健福祉部	障害者社会参加・ 就労支援課	044-200-2676
長野県	健康福祉部	障がい者支援課	026-235-7104	相模原市	地域包括ケア推進部	高齢・障害者支援課	042-769-8272
岐阜県	健康福祉部	障害福祉課	058-272-8309	新潟市	福祉部	障害福祉課	025-226-1239
静岡県	健康福祉部	障害福祉課	054-221-3686	静岡市	保健福祉長寿局 健康福祉部	障害者支援推進課	054-221-1587
愛知県	福祉局福祉部	障害福祉課	052-954-6291	浜松市	健康福祉部	障害保健福祉課	053-457-2034
三重県	子ども・福祉部	障がい福祉課	059-224-2274	名古屋市	健康福祉局障害福祉部	障害企画課	052-972-2585
滋賀県	健康医療福祉部	障害福祉課	077-528-3542	京都市	保健福祉局	障害保健福祉推進室	075-222-4161
京都府	健康福祉部	障害者支援課	075-414-4599	大阪市	障がい者施策部	障がい福祉課	06-6208-8072
大阪府	福祉部障がい福祉室	地域生活支援課	06-6944-6652	堺市	健康福祉局障害福祉部	障害支援課	072-228-7411
兵庫県	健康福祉部障害福祉局	障害福祉課	078-362-9497	神戸市	障害者福祉センター		078-341-2505
奈良県	福祉医療部	障害福祉課	0742-27-8922	岡山市	保健福祉局 障害・生活福祉部	障害福祉課	086-803-1236
和歌山県	福祉保健部 福祉保健政策局	障害福祉課	073-441-2641	広島市	健康福祉局 障害福祉部	障害福祉課	082-504-2147
鳥取県	福祉保健部 ささえあい福祉局	障がい福祉課	0857-26-7152	北九州市	障害福祉部	障害福祉企画課	093-582-2453
島根県	健康福祉部	障がい福祉課	0852-22-6686	福岡市	保健福祉局障がい者部	障がい企画課	092-711-4248
岡山県	保健福祉部	障害福祉課	086-226-7362	熊本市	健康福祉局 障がい者支援部	障がい保健福祉課	096-328-2519
広島県	健康福祉局	障害者支援課	082-513-3162				

* 保護者の方がお住まいの都道府県・指定都市へお問い合わせください。



UAM

独立行政法人 福祉医療機構

(2021年4月1日作成)